

【人材紹介手数料】

年収額の30%に相当する金額(税別)とする

【人材紹介手数料 返還規定】

本雇用契約が締結後6か月以内に終了した場合、受託者は、委託者に対し、委託者より受領した本対価のうち以下の定めに従って算出した金額を、次項の定めに従って支払うことにより返還するものとする。但し、本雇用契約終了の事由が、専ら委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(1)本雇用契約成立後1か月以内に本雇用契約が終了した場合：本対価の70%に相当する金額

(2)本雇用契約成立後1か月を超え3か月以内に本雇用契約が終了した場合：本対価の50%に相当する金額

(3)本雇用契約成立後3か月を超え6か月以内に本雇用契約が終了した場合：本対価の10%に相当する金額

千葉県八千代市八千代台東四丁目24番29号

社名 株式会社KoKoKaRa

代表取締役 工藤峻介

有料紹介事業者許可番号：12-ユ-301176